

第7回国土審議会土地政策分科会特別部会

平成31年2月15日

【企画課企画専門官】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第7回国土審議会土地政策分科会特別部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

事務局を務めさせていただいております、国土交通省土地・建設産業局企画課企画専門官の益本でございます。しばらくの間、進行を務めさせていただきます。

本日、亀井委員、中井委員におかれましては、欠席の御連絡を頂いております。また、久元委員の代理として、神戸市より田中企画調整局地域ビジョン部長に御出席を頂いております。事務局の不手際で座席表が混乱しておりますので、委員の関係は亀井委員、中井委員が御欠席ということになります。

また、国会会期中でございますので、公務の関係で行政側の者が入退室させていただく場合がございますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

本日の会議につきましては、冒頭のみカメラ撮り可、議事及び会議資料は原則として公開、議事録につきましては、発言者を含めて公表とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日は、政府全体の取組にのっとりまして、出席者各位にはタブレット端末を用いたペーパーレス形式で資料を御用意しております。本日御出席の委員の方は、既にタブレット端末を御利用いただいたことがあるかと存じますが、端末の不具合がございましたり、操作方法で御不明な点がございましたら、後方におります事務局担当者にお申しつけください。タブレット端末が暗転されているとか、そういうことがありましたら、御連絡いただければと思います。また、全般の注意としましては、右上のバツを押さないようにだけ御注意いただければと思います。

また、議事の中で事務局より御説明させていただく際には、説明に沿って、タブレットに表示されている資料が自動で表示されますので、あらかじめ御了承ください。連動中は耳のマークが表示されますが、連動が解除されますと耳のマークは消えます。この耳のマークが消えている間は、各自にて自由に資料の御参照を行っていただけます。声のマーク

につきましては説明者が使用いたしますので、押されないようお願いいたします。

続きまして、本日の資料につきましては、議事次第に記載のとおりでございます。資料1・2につきましては、印刷して配付しております。参考資料1から3につきましては、タブレット端末中に保存してございます。不備等ございましたら、担当者にお申しつけいただければと思います。

審議の中で御発言いただく際には、机上のマイクのスイッチをオンにしてから御発言をお願いいたします。また、御発言後には、マイクのスイッチをオフにさせていただくようお願いいたします。

それでは、議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

以降の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。山野目部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

【山野目部会長】 お手元の議事次第の2、(1)国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ(案)について、を議題と致します。これについてお配りしている資料に基づき、事務局から説明を差し上げます。

【参事官】 参事官の横山でございます。座って御説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

お手元に紙でも配っております資料がございます。ペーパーレスのほうでもごらんいただけますけれども、とりまとめについての概要の紙ととりまとめの本文を配付しています。ちなみに、ペーパーレスでお配りしております参考資料1もございますが、これは最終的にはとりまとめの参考資料として扱わせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、前回、重要な論点についての骨子を御提示して御議論いただいておりますけれども、変更点等も含めまして、そこについてざっと御説明をさせていただければと思います。

とりまとめの表紙をめくっていただきまして、名簿、開催経緯があつて、その次に目次がございます。目次を見ていただきますと、前回は大体構成はこのようにと申し上げましたけれども、大きく2つのパーツで書かせていただいております、「現状と課題」、それから前回たたき台をお示ししました「必要な措置の方向性について」、こちらが御審議いただいた内容をまとめる本体部分でございます。大きくはこういう構成にさせていただいております。

1 ページに目を移していただきますと、「はじめに」というページを設けさせていただいています。簡単に、背景と昨年の法案に結びついた議論からの経過、それから最後に今回の審議に当たっての特別部会としての簡単なコメントの案を書かせていただいています。

1 つは、もちろん私どもに対して必要な制度改正等に取り組むようにという御提言と、それから御審議いただいたこの結論が国民的な議論に結びつくようにというニュアンスのことをたたき台として書かせていただいています。

めくっていただきまして、全体の大きなパーツについて、ざっと構成に沿った形で説明させていただきますけれども、まず「制度の現状と課題」ということで、1 つ目は2 ページの1 ポツ、土地に関する制度の現状という部分で、今の土地所有を取り巻く状況、現行の土地基本法の考え方について、事実関係に基づいて書かせていただいています。

3 ページに目を移していただきますと、土地所有に関する課題ということで、今回御議論いただいている背景に当たりますけれども、管理不全の土地による悪影響が生じてきていることに関して言及させていただいています。

めくっていただきまして4 ページですけれども、現行制度下において管理不全の土地が生じた場合に、どういう取り組みが今行われているかということについて少し触れさせていただきます。

4 ページの一番下に項目が入っていますが、土地の利用・管理に関与する制度と。現行制度で管理不全問題に対応するためにどういう仕組みがあって、どういう対応が可能になっているかというあたりについて言及させていただいています。

5 ページの土地に関する基本制度と土地政策の見直しについては、後半につなげる部分でございますけれども、平成に入ってからこの30年ぐらいの間に、土地政策は土地基本法ができてからかなり変遷してございますので、そこのおさらい、経緯についてざっと触れさせていただきます。

その上で6 ページに入っていただきまして、今、土地基本法の見直しについて、なぜ検討が必要になるのかということについて簡単に触れさせていただいているという流れで、議論の前提の整理をさせていただいているところでございます。

8 ページからがとりまとめの中核部分になるわけですけれども、1 ポツ、所有者の責務及び関係者の役割についての部分に関しては、前回御提示しているものがございますので、それに対して主に変更した部分に触れながら、御説明させていただければと思っております。

まず、所有者の責務及び関係者の役割について触れている最初の段落でございますけれども、11行目あたりに関して、こういうことに触れる前提の社会的背景について少し記述が希薄でしたので、追加させていただいています。

その上で、(1)所有者の責務及び所有者以外の関係者の役割、①所有者の責務という記述のところでございますけれども、人口減少に伴う利用意向の低下ということに触れていたんですけれども、その前に利用・管理の担い手の減少ということがあるのではないかと、いう御指摘もいただきましたので、そこを明確に書かせていただいています。

その下の※のところでございますけれども、主に個人が所有されている土地が課題になることが多いので、そういう記述ぶりになっている部分が多いわけですが、企業等が所有者である場合も当然含まれますので、それを注意喚起的に書かせていただいています。

その後、所有者に求められる役割の記述に入りますが、9ページに目を移していただきまして、「所有者が責務を果たさず、周辺の土地や関係者に悪影響を与える場合」と、下線が引いてある段落でございますけれども、ここの記述ぶりについて、緊急時への言及とか権利関係の不明確化のケースへの言及について、流れが整理されてないのではないかと、いう御指摘をいただきましたので、少し整理をさせていただいているところでございます。

9ページの一番下の行ですが、所有者以外の関係者の役割の記述の関連の部分ですが、最後の行の部分について、市町村と都道府県の役割分担について明確にした記述に変更させていただいています。

めくっていただきまして10ページですが、下のほうに「民間の関係者に期待される役割」とございますけれども、ここの地域コミュニティ、まちづくり団体等に期待される役割の部分、地域コミュニティについて期待できる状況というのは、地域によってかなり異なるんじゃないかという御指摘も少しいただきました。特に10ページ一番下の最後のポツ、地方公共団体と積極的に連携して役割を果たしていくような部分に関しては、しっかりしたまちづくりの組織みたいなもののほうがむしろ典型的な例になるのかなということもございまして、主語として「まちづくり団体等」と明確にさせていただいているところでございます。

11ページに目を移していただきまして、求められる管理の在り方について言及して、その後、土地を手放すための仕組みとの関係に言及させていただいておりますけれども、11ページの29行目から31行目の記述について、前回頂いた御意見を踏まえて、市町村やまちづ

くり団体がコーディネート機能を果せるように国が支援していくことの重要性に言及させていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、13ページは大体そのままになってございます。12ページまでの役割分担論等を整理した上で、土地基本法の改正の方向性としてそのエッセンスを盛り込むべきだという記述をさせていただいている部分でございます。

14ページ以降は、基本的な施策の方向性について整理させていただいている部分でございます。ここについては、前回、箇条書きのような形で粗々御提示させていただいて、それを肉づけした形になっていますので、基本的には前回と同じ内容になっていますけれども、前回頂いた意見等を踏まえて、配慮している部分を中心に御説明させていただきたいと思っております。

14ページ、まず「適切な土地の利用・管理を促す措置」を記述させていただいてございまして、所有者自身によるものを念頭に、8行目から12行目あたりに土地の利用を促す措置について記述させていただいているところがございます。ここで土地利用計画に言及している部分に関して、現行の土地基本法の従来土地利用計画という概念に縛られないで議論をするということに関して、前回少し御指摘を頂きましたので、事務局の案と致しましては現状の土地利用計画だけを念頭に置かないで、今後はこれから考える部分に関しては、立地適正化計画等の計画に沿った利用誘導促進も考えるというところを整理させていただいているところです。記述ぶりがわかりやすいかどうかも含めて御議論いただければと思います。

その後、「所有者に管理を促す措置」、「利用ニーズのマッチングなど土地取引・利用の円滑化・促進をする措置」を掲げさせていただいておりますけれども、利用ニーズのマッチングの土地取引・利用の円滑化・促進についてはマッチングを支援、促進する、事例として相談窓口の設置とか空き地バンクへの登録に言及させていただいているのと、価格について歩み寄りができるような環境整備が重要だということを記述させていただいてございまして、ここにおいて建築物等がある土地も念頭に置いた記述をさせていただいているところでございます。

32行目以降の段落に関しても、まちづくり活動等が大事なのと、空き家流通の促進も大事だという記述をさせていただいているところでございます。

37行目、「地域における適切な土地の利用・管理の確保」ということで、地方公共団体が地域の公益を実現する立場から担う役割とか、国が最終的に担う役割についての言及を、

ここでさせていただいているところでございます。

15ページですけれども、その項目として9行目、「地域における合意形成のコーディネートの重要性」、25行目の「地域における利用・管理への支援」の重要性、34行目の「国が土地を譲り受ける手続の検討」について言及させていただいています。

16ページをめくっていただきまして、留意事項として、それぞれの措置の接続性についての言及と、地域の実情に応じて体制の整備がされなければいけないということに対しての言及、それから専門家等との連携についての言及をさせていただいているという構成になっています。

16ページの23行目の②所有権の制限を伴う措置、ここまで言及した利用促進策を円滑に進めるためにも、所有者が何もしない、あるいは所有者不明の場合にも、円滑に公共団体や近隣住民等が利用・管理に関与できるような方向性を持っていかなければいけないので、それについて言及させていただいている部分でございます。

大きく、25行目の「放置土地について所有者以外の者等が悪影響の除去を合理的な手続により行うことを可能にする措置」、それから17ページの17行目でございますけれども、「公共的目的のための利用・管理、取得を円滑化するための措置」、それから25行目以降、「所有者が利用・管理している土地への対応」として、所有者による利用・管理による悪影響がある場合でも、所有者以外の関係者がその除去を一定の手続により行うことを可能にする措置、それから37行目、共有者が一部不明あるいは管理に積極的でない場合に、合理的な手続により土地の利用・管理処分を可能にするような措置、このような項目が必要なのではないかと整理させていただいています。

18ページに入ってくださいまして、「③土地の適切な利用・管理・取引を支える情報基盤整備」ということが、全体の枠組みがうまく作動するために必要なのではないかとということで、登記の促進、地籍調査の推進、境界画定への協力という項目について言及をさせていただいているところでございます。

資料1、概要紙を見ていただければと思います。この部会のとりまとめのポイントについては、このような形で対外的に発信できればという資料を整理させていただいてございます。1枚目は前半の「現状と課題」について、検討を始めた背景・事実関係について整理をさせていただいている紙でございます。

2ページ目を見ていただきまして、このとりまとめのポイントとして、土地についての基本理念と責務・役割分担についてどういうとりまとめをいただいたかということ、か

なりざっくりと端折った形で、ポイントだけ整理させていただいてございます。一番大きなポイントは、従来、投機的取引等を背景に土地利用の規制とか取引の規制ということが前面に出ていた土地基本法に対して、今回は公共の福祉の観点から、土地は条件に応じて適切に利用・管理されなければ、ここの「管理」というワーディングですね、この管理されなければならないものであるということを出すとすることを論じていただいたと書かせていただいています。

その上で、土地所有権には制約が伴う、土地所有権は適切な利用・管理の確保のためであれば、制限され得るという考え方を提示していただいている。そして、利用・管理の確保のためには、所有者の責任はもちろんなんですけれども、関係する者の適切な役割分担が要るのではないか。その観点から、土地政策を再検討すべきではないかという御指摘を頂いたと整理させていただいています。

下に責務と役割分担を大ざっぱに書かせていただいていますけれども、所有者に一次的な利用・管理を確保する責任があると。ここに言及させていただいているのは、制度改革あるいは施策の展開を念頭に置いて、所有者が利用・管理することを促すことの正当化ですとか、逆に利用・管理をしっかりやっていただけないとかやれない場合に、所有者以外の人に関与したり助けたりすることの根拠づけになることとして強調させていただいているという考え方だと思っています。

併せて、近隣住民とか地域コミュニティの役割を、所有者の責務を補完する立場として強調していただいていますけれども、これを強調することによって近隣住民等が、所有者が管理をしっかりされない場合とか、管理できないというケースにおいて、円滑にそこに関与していくことを根拠づけるということを意識して書かせていただいているものだろうと考えています。

国、地方公共団体の役割は、こういう所有者ないしは近隣住民等による土地の適切な利用・管理をしっかり下支えするというのがまず一次的な役割、そのための施策や制度を構築していくということを御指摘いただいていると考えています。その上で、緊急性がある場合などに、地域のために、市町村、都道府県、国が直接自ら利用・管理・取得に努めなければいけないようなケースもあるのではないかと。これはこういう施策とか、制度を用意するために必要な観点として提示いただいているものと考えています。

なお、所有者の利用・管理の責務に関しましては、下の四角に所有者という箱が左手にありますけれども、特に内数として重要なのは、登記を適時に行い、境界画定に努力ある

いは協力していくという責務が、その責務の概念の中に入っている。ここを強調していただいていることも非常に重要なポイントだと考えています。

めくっていただきまして3ページ目ですけれども、少し複雑なポンチ絵になっていますが、重要な施策の切り口をこれぐらいの項目で御提示いただいたと整理させていただいています。

白抜きされている部分が重要な部分と見ていただければと思いますけれども、左手の白抜きされている部分は、所有者等による土地の利用・管理を促進していく措置が大事だということを整理させていただいている部分でございます。所有者自身による利用・管理を促していったり、所有者が利用してくれる人を見つけて、譲り渡していくということを手助けしていくという観点、それからあと周辺の地域コミュニティや近隣住民等がそれを補完していくという役割の重要性に鑑みまして、そこを支援する、あるいは少し間を取り持つことによって、うまくそれにつながるようにする取り組みが重要ではないかというところが、重要なポイントになっていると考えています。

それらを円滑に動かすために、真ん中あたりに縦に白抜きが幾つかございますけれども、共有地の場合を含みまして、所有権を乗り越えて、所有者以外の方が土地に関して関与していけるような措置が必要になるのではないかという方向性を出していただいていることが重要なポイントです。

それと、一番下に小さな四角で書いてございますけれども、一定の条件を満たす場合には、国が取得するような手続についても考えるべきではないかという視点も御提示いただいているかと思っています。

一番右のほうの塊としては、国として土地の適切な利用・管理、円滑な取引を支える情報基盤整備に取り組むことの重要性、登記とか地籍調査の推進ということでございますけれども、このあたりの観点。それから地方公共団体や所有者、まちづくり団体等を支援していくということは、国にとっても重要な役割だという視点をここで提示いただいているということかなと思っています。

ちなみに、このページの真ん中あたりの措置は、法務省で民事基本法制の検討を並行してされているわけですが、そちらの議論との関連性が非常に強い。土地政策の観点から、民事基本法制の議論をぜひ進めてほしいという意味も込めて、今回、とりまとめに盛り込んでいただくということだと思っています。

それから、右手の登記の促進等の重要性についても、登記を義務化するか等の議論が法

務省で今後深められるわけですけれども、そちらに対して土地政策の観点から、その重要性を提示いただいているという関係になっているかと思っています。新聞等にも出ていますので、御案内かとは思いますが、昨日、法務省では、法制審議会に民事基本法制の改正に向けての議論について諮問がされているという段階まで来ていると我々も承知しているところでございます。

非常に簡単ではございますけれども、御説明は以上でお願いいたします。

【山野目部会長】 資料1、資料2について説明を差し上げました。議事(2)の意見交換のほうに進んでまいりますけれども、それに先立ちまして、本日欠席の委員の方からあらかじめ事務局に意見をお出しいただいておりますから、そこを御紹介くださるようお願いいたします。

【企画課企画専門官】 欠席の亀井委員から意見を事前に頂いておりますので、御紹介をさせていただきます。

亀井委員の御意見としましては、本とりまとめにつきましては全体として同意しますということで、このとりまとめは全体として土地利用ニーズが低下している中での議論であるということを承知しておりますが、14ページの下段のほうに「利用ニーズのマッチングなど土地取引・利用の円滑化・促進」という項目がございますが、その下の段落に「土地の利用価値を向上・顕在化させる取組が有効な場面も考えられる」という記述もされておりますが、その利用価値を向上・顕在化させる取組というのも非常に重要であると考えますので、今後の土地政策全体の検討に当たっては、利用ニーズが低い土地の利用・管理の在り方とともに、こうした利用ニーズ自体を向上させる諸施策についてもバランスよく検討いただきたいという御意見をいただいております。

【山野目部会長】 欠席の亀井委員からお寄せいただいた御意見を紹介いたしました。

これから、ここに在席の委員の皆様方から御意見をいただきます。前回会議でお手元に資料1としてお示ししているとりまとめの草稿を提出させていただきました。それについて前回会議でも委員の皆様方から活発な御意見を頂戴いたしました。本日さらにこれを深める議論をしていただいた上で、とりまとめとして本日これを調えるという段階に進んでまいりたいと考えております。前回同様、委員の皆様方から活発な御意見を承りたいと考えます。

それでは、どうぞ御随意に御発言をください。いかがでしょうか。中川委員、お願いします。

【中川委員】 私、基本的におまとめいただきましてありがとうございますということで、理解の確認ということでちょっと質問させていただきたいと思うんですけども、人口減少だけじゃなくて、それを背景にしながら、都市政策としては都市をぎゅうっと縮めるようなコンパクト化ということを政策として進めようとしているわけです。その場合に、おそらくぎゅうっと縮める誘導地域以外のところは収益性が低くなっていくということが、人口減少という所与のものだけじゃなくて、政策的に多分行われていると思います。

その文脈で今回のとりまとめ（案）を見た場合に、誘導される以外の部分についてどうなっていくんだろうかと。これについては基本的に、所有者が第一義的にきちんと管理してくださいということをこの中でお書きになっていただいている。利用しないとイケないとかいうことではないけれども、外部性を生じないぐらいの管理はきちんとしてください。それについてはコミュニティについても支援するし、地方公共団体も支援するという役割分担がかなりきちんとされているのかなという気になっております。

そこで2点質問させていただきたいんですけども、その場合に、先ほど説明の補足がありました14ページの立地適正化計画との関係ですけども、立地適正化計画を定めた都市再生特別措置法の改正の文脈の中で、ちょっと恥ずかしいけれども、正式な名前は忘れちゃいましたけれども、跡地何ちゃら計画というのがあって、要は移転をしてきた跡地につきましても、計画的に都市計画の中で制御していきましょうという計画があったと思います。そういったところのほうが、どっちかという今回とりまとめ（案）の中では、慎重にお付き合いをしていくべきことではないかと思っています。そういう意味では、立地適正化計画等の中にはそういうものも含まれていると私は理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうかということです。

もう1点は、利用を促す措置としまして、おそらくこれは土地全般を扱っているかと思えますので、農地も基本的には対象になっているのかなという議論であります。基本的に都市がどんどん縮まっていく中で、おそらく都市的な土地利用を農地化していくとか、緑地化していくとか、そういった議論はきちんとした制度としてはまだないと思いますけれども、そういった議論が多分進んでいくのかなとも思っています。そういう措置も土地利用を促す、要は都市的な土地利用だけではなくて、農地としての、あるいは緑地としての環境を保全するための利用という形での利用というものに含まれているものと私は理解しているんですけども、そういう理解でよろしいでしょうかということを質問したいと思えます。

【山野目部会長】 2つお尋ねをいただきました。都市再生特別措置法に関連して同法が定めている跡地何ちゃらというのは、多分このタブレットの参考資料の中に入っていると思いますし、一度ここで御紹介いただいたかと思えますけれども、それとの関連のお尋ねがありました。資料作成の意図を事務局に伺った上で、中出委員からもし御意見があったら伺っておきたいと考えます。それから、農地との関係でもここでの議論の射程が及ぶのですよねという確認のお尋ねがありまして、これも事務局の御発言を頂いた後、柚木委員にも御発言があったら頂いておきたいと考えます。

まず、事務局のほうからどうぞ。

【企画課企画専門官】 基本的には中川委員のおっしゃられたとおりでございます。あまり縷縷書いてはございませんが、持続可能性に配慮した計画というのはいろいろな形がございますし、跡地管理計画というものもその中に含まれるものと考えています。

また、農地につきましても、農地は個別の施策のようなことをこの後ろのほうに書き込んではいませんが、背景とか、土地全体の議論の中では当然農地も射程には入っていくと考えておりまして、柚木委員から事前に御意見いただいたところでもございますが、現行の取組の中で農地・林地についての取組というものを、4ページの31行目から34行目のあたりまで書き込みをさせていただいておりまして、概念上は農地と林地というものも入ってくるというふうに書いています。

ただ、農地・林地については個別の施策が先行しているところがございまして、個別の施策については特出しして書いてはいないということで、概念上は含まれるという意図でこの資料を作成してございます。

【山野目部会長】 中出委員、14ページの関係でもし何かおありだったらお願いいたします。

【中出委員】 中川委員の言われた跡地の管理に関しての計画は、まだ実際にはあまりつくられてないんですけれども、都市局の方のほうが私よりよっぽど御存じだと思いますけれども、昨年春に居住誘導区域というよりも都市機能誘導区域の土地を、跡地を含めて整理統合するような制度が創設されているので、その辺のところは今回の適切な土地の利用にかかわってくると思うので、一度そのあたりを含めて、もちろん立地適正化計画の中の制度ですので、それに含まれているんですけれども、そこを一度見ておいていただくと、ここの文脈の関連がよりスムーズになるのではないかと思います。都市局の方にそのあたり説明していただけるとありがたいんですけど。

【山野目部会長】 柚木委員、何かおありですか。

【柚木委員】 農業の場合は個別の施策の中で措置されている部分がありますので、それはそれとして、具体的にこれから進んでいくと思っております。

それから、都市部の中での農地と宅地との関係でありますけれども、これも都市農業基本法が制定されて以降、従来は都市にある農地は宅地化をして、経済的にもそっちの方向ということであったわけでありまして、基本法以降は都市に農地があることは重要だという方向に転換していますので、そういう中では先ほど先生おっしゃられたように、宅地であるものが改めてまた農地に転換をとということも、具体的な例はまだございませんけれども、そういうことも可能性としてはあるのかなと思っております。

【山野目部会長】 ありがとうございます。都市局のほうで何か補足説明がおありでしたら、お願いいたします。

【都市政策課長】 都市政策課長の倉野でございます。先ほどございました立地適正化計画につきまして、都市政策的な観点から、例えば都市的な土地利用を誘導するような区域を設定したり、それ以外の都市再生特別措置法の中で誘導しない区域の土地利用をどうしていくかといった様々な、また、昨年ですと、スポンジ化してきて空白地を抜いてきたようなところをどういうふうにまとめていくとか、様々な制度を用意するようにしております。

ただ、それは当然、都市政策的な土地利用をどうしていくかという観点からつくっている制度でございますので、そうじゃないところの土地利用は土地利用されないということをお我々は申し上げているつもりはありませんので、そういった計画制度とのマッチングの中で、当然それぞれの土地利用がされていくというものも含んで、ここに書かれているとお我々は理解しているところであります。

【山野目部会長】 ありがとうございます。中川委員、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

引き続き、委員の皆様方からの御意見を承ります。いかがでしょうか。奥田委員、お願いします。

【奥田委員】 今回のとりまとめをしていただいた内容については、基本的に賛成でございます。大変わかりやすく論点を、現状の課題から対策までまとめられていると感じました。したがって、私からの意見は感想というものになってしまいますが、幾つか挙げさせていただきたいと思っております。

まず1つが、現在の土地基本法は利活用を前提にするということで、そのように整理をされているわけですが、その中では民間の果たす役割が非常に大きかったわけです。今後は利用のニーズがないとか、担い手がないという土地をどうしていこうかということが一番の課題になっておりますので、公の役割が重要になってくると感じています。特に地域によって今後どういう管理をしていくのか、悪影響というものをどのように判断をしていくのかということ、これを実際、現実の場に落としていった場合には、非常に難しいことになってくるのではないかと思います。

その際に、報告書の中にも書かれていますけれども、多くの意見をあまり聞き過ぎてもまとまらないということもあるかもしれませんが、専門家の意見はぜひ聞いていただいて、ベンチマークをつくっていくということにもなるのかもしれません。まずこの部分はこれから非常に重要になってきて、難しい場面になりますので、適切な専門家の活用をお願いしたいと思います。

もう一つは、これは私の実務にかかわっている問題なんです。土地を評価する際に、現在、不動産鑑定評価基準というものがあるわけですが、これは今の土地基本法の考え方に基づいて作成をされています。土地は利用されることを前提に、経済価値が発生する。その経済価値を価格にあらわすという形でつくられているんですが、実際既に何とも価格のつけようのない土地があふれておりまして、さらにこの改正が行われてくると、そういう形が顕在化してくる。社会でどう扱おうかということのよりクローズアップされた形になりますので、そういうところについてどう価格を考えるのかということを経界としては考えていかなければいけないだろうと思いました。

以上です。

【山野目部会長】 ありがとうございます。このとりまとめで基本施策の、簡単に言うと転換をしようとしているところでありますが、転換をすると先々はさらに具体的な次元で、いろいろな今まであった思考の変更が求められるという御示唆を、1つ前の中川委員からは都市政策や農地の問題との関係でおっしゃっていただきましたし、奥田委員からは不動産鑑定評価基準も従来の土地基本法を想定したものから、本質的に発想を転換したものに見直していくべき必要があるであろうというお話があり、これもまた重要な御示唆を頂きました。

引き続き、委員の皆様方からの御意見を承ります。いかがでしょうか。吉原委員、お願いします。

【吉原委員】 私も今の奥田委員の御発言に共感するところが多くございました。今回このようなとりまとめがなされましたこと、全体として大変賛同いたします。地域や個々の土地については多様な状況があり、一律に論じることが難しい中、これだけ体系的に論点が整理され、方向性が示されたということ、またここまでまとめられることはとても大変だったのではないかと拝察いたします。私も感想になりますが、幾つか申し述べたいと思います。

今回明示されております土地の利用・管理に関して、所有者が負うべき責務やその担保方策はどのような時代にあっても考える必要があると思います。今回それが初めて国レベルで正面から議論され、整理されたということは、日本の土地法制において極めて大きな意味を持つものであると考えます。

私がつりわけ重要だと思った2点を挙げますと、まず1つは所有者の責務、そして近隣住民など所有者以外の人々が担う役割が明示されたということです。土地を持っている人から、土地は持っていないけれども、その地域に住んでいる人まで、言ってみれば全ての人々にかかわる内容がこのとりまとめには示されております。

もう1点重要だと思いましたが、所有者に責務を一方的に課すのではなくて、その責務を適切に果たせるよう、地域や国として制度を整えていくことがきちんとうたわれているということ。そして、何らかの事情により責務が果たせていない場合には、公共の福祉の観点から、所有者以外の第三者がその不利益を是正するために関与できるんだということ、そのための法的根拠を備えていくんだということをはっきりと示したということ。これらは、今後の土地政策の土台として大変大きなことであると思います。

地域の状況を見ても、これからの地域の土地所有者というものはますます多様化していくと思われれます。例えば相続によって都市部に住む息子、娘が田舎の土地の不在地主になる、あるいはIターンで新しく地域の住民になる人もいる、あるいは外国人材の受け入れ拡大によって海外の方が地域の土地を持つことも増えていくと思います。あるいは再生可能エネルギーの利用促進などによって、企業が地域の土地を活用して、新たな農地や林地の活用を進めていくということもあるかもしれません。

そうした中で、まず基本的な理念、考え方というものを、こうした多様な構成員がきちんと共有していくということが求められると思います。誰であっても守るべきルールというものを明文化していくということ、そしてそれらの土台として、土地利用の基盤となる情報をきちんと整えていくということ、こうしたことにおいて行政の担う役割がとても重

要になってくるだろうと思います。

今回こうしたことが、このとりまとめに大きな方向性としてうたわれたということで、これからまさに社会全体で議論をしていくスタート地点ではないかと考えているところです。

【山野目部会長】 ありがとうございました。

引き続き、委員の皆様方から御意見を承ります。いかがでしょうか。増田委員、お願いします。

【増田委員】 ありがとうございます。この本文のとりまとめは大変よくできていると思いますので、最終的にもし若干変更がある場合も全て座長さんにお任せをいたします。ありがとうございました。御苦労さまでした。

その上であえて申し上げますけれども、今回、所有権と利用・管理権、そういうふうな2つそれぞれに分けて、大事なことは利用・管理の権利というか、責務というか、所有権者以外の近隣住民、地域コミュニティ、あるいは地方公共団体といったところが、それぞれどういう役割を果たしていくのかということが整理されたことが大きいのではないかと思います。

今のような近隣住民、地域コミュニティ、自治体がどういう役割を果たすかということがはっきりしてくれば、場合によっては、問題のある土地というのは所有不明になっている土地が多いと思うんですが、所有不明であるかどうかということは、問題にならないのかもしれない。所有権者以外の者もこういうことができるということがきちんと整理されれば、それで良いと思うのです。

ただし、公共団体の場合には、今、土地については行政財産と普通財産という形での区分けになっていまして、行政財産で何か使うというのは非常に狭いものでありますので、二分法だけではこれから実務では対応できない場合もあるかと思います。しかし、かといって、その部分は法律改正というのもなかなか難しいと思うのです。ほとんどの県では土地開発公社なども役割を終えて、今存在してないんじゃないかと思いますが、そういう意味では公的なランドバンクのような仕組みを考えていく必要性というのは、意味があるのではないかと思います。

それから、今回、土地基本法の改正を来年行う、その前段の作業ということになるわけですが、それは一般法であり、土地全体についての通則であります。農水省あるいは林野庁のほうで農地・林地については別途手当てをされたので、そちらをきちんと運用されて

いくことによって、多くのことは今後解決されていくんだろうと思います。

問題になりそうなのは宅地で、都市的な利用、先ほどコンパクト化の話がございましたが、政策的にはそういう方向で取り扱っていかれると思うんですが、宅地として都市的な利用の可能性がある土地、もちろん限りなくその可能性が小さいところであっても、都市的な利用の可能性がある土地についていろいろ考える場合が多いと思いますので、これらについてきちんと動く仕組みをつくっていく必要があると思います。

法律改正まで必要なものなのか、実務の変更で解決できるものかなどを考えることが大事です。まさにここに書いてありますとおり、これまでは土地というのは極めて利用可能性が高く、資産価値も高いと、そういう考えででき上がってきている制度で、実務もその前提で行われてきたわけですが、前提が全く変わってきたわけですから、結構実務の変更でいろいろ対応できる部分があるのではないかという気がします。今後のことにつきまして申し上げたわけですが、そのあたりをよくまた検討していただいて、これは多分、別の場での検討になるんじゃないかと思いますが、きちんと動く仕組みづくりに向けて、また役所のほうでいろいろ考えていただきたいと思います。

以上です。

【山野目部会長】 ありがとうございます。日本の行政法制といいますか、財産法制のあまり気づかれていないことではあるのですが、一つの課題として、国有財産をはじめとする公に帰属する財産についての規律が法典を持っていません。体系化された法律の仕組みの用意がされていなくて、差し当たって大事なところについてだけ国有財産法に代表される法律が設けられていて、概念の扱い方も差し当たって必要な行政財産と普通財産というカテゴリーが用意されていますが、あれが今後の21世紀をにらんだときに国をはじめとする公の財産の帰属の対応として網羅的で、しっかりした法制の用意になっているかということは、甚だ疑問であります。

ここで審議している土地政策が、今後どういうふうな各方面への要請を伴ってくるかということに関連して、今、増田委員からはその点を含む重要な御指摘をいただいたと受けとめます。

引き続き、委員の皆様方から御意見を伺います。いかがでしょうか。永沢委員、お願いします。

【永沢委員】 ありがとうございます。本報告書につきましては、大変よくまとめていただきまして、事務局の方、大変御苦労が多かったと思いますが、ありがとうございます。

た。

私は皆様と違いまして、一般の国民の立場として参加させていただいたと理解しておりますけれども、今回のこのとりまとめ（案）に関しましては私のような者でも、具体的なことを随分入れていただきました。崖地の話とか、越境した枝葉の伐採の問題とか、報告書の中にこのような具体的なことを入れていただいたおかげで、一般の方もこの問題というのは、人口減少という大きな問題とあわせて、身近な自分の周りでこの問題を考える必要性というものをよく理解できる、優れた報告書としてまとまっていると思います。これを広く読んでいただくことが、まず重要かと思っております。ありがとうございました。その上で、私も感想めいたことを申し上げたいと思います。

まず1点目は、何回かの会で私としても印象に残ったこととしては、土地といいますか、国土というものを、持続可能な地域社会を私たちはつくっていく、維持していく責任というものがあるんだなということを、この報告書からも伝わってきますけれども、そういったメッセージを発出することができたということは大変よかったと思っております。自分の役割というものに落とせる内容になったことは大変よかったと思っておりますし、私はここに書かれていることに反対する方はいないだろうと思っております。

また、自分の役割は、何人かの委員の方がおっしゃいましたけれども、漠然とした自分の役割というものが明文化されて、このようなことを果たすべきなのだということが、各対象ごとに例示されたこと、これは例示だと思っておりますが、されたことは一步大きく具体的に進むもので、これもよかったと思っております。

それから2点目でございますが、感想といいますか、これはおそらく要望にもなるのかもしれないけれども、全体として地方自治体の皆様の果たされる役割というのは非常に大きいものになるんだろうと感じております。

一方で、地方自治体によっては格差も出てくるということも考えられますので、どうなることだろうと、そこはちょっと気になるところでございましたけれども、先ほど奥田委員から大変貴重な御提案がありました。地方自治体におかれましても既にされていることと思っておりますけれども、民間や専門家が参画をされて、意思決定をされるということもどんどん取り入れられて、迅速な、また透明化されて、合理的な意思決定ができるような仕組みづくりをされることが望ましいのではないかと私も思いました。

私、消費者団体の者でございますので、消費者問題ではないように見えながらも、でも消費者自身が一人一人考えなくてはいけないものだと思っておりますので、このとりまと

めにつきましては私もいろいろな団体のほうにPRさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上です。

【山野目部会長】 前回会議で永沢委員から御注意いただいたとおり、土地政策の転換を含め何でも詐欺に使う人っていますから、そういうあしき商法のネタにされても困ります。当面はこのとりまとめをしなければいけませんけれども、さまざまな実施の段階になりましたら、また各地の消費生活センターのお取組などと連携していかなければならない事項が出てきますから、引き続き、また御協力をお願いさせていただければありがたいです。

【永沢委員】 こちらこそよろしくお願ひいたします。

【山野目部会長】 ありがとうございます。

引き続き、いかがでしょうか。三原委員、お願いします。

【三原委員】 ありがとうございます。おとりまとめいただきまして、私も非常に詳細な記載をいただいて、かつ理念的なところまで掘り下げた、極めて広く、かつ深い御議論がここでとりまとめられたと思っております、関係各位にはその点に謝意を表したいという気持ちでいっぱいでございます。ありがとうございます。

その上で今回の件につきまして、修文が必要かどうかということではなくて、こういうことかなと思うところを、感想といいますか、趣旨をもう少し明らかにするというので、私も多少言語化を試みるということをお許しいただければと思います。

まず、中身は2つに分かれると先ほど参事官から御説明がございました。1つは、2ページから7ページ目までの土地に関する制度の現状と課題というところでございます。これは当初から議論のあったところでございますが、土地基本法は土地の制度の基盤、根幹となる一般法あるいは基盤法でございますので、ここで細かく書くというよりは理念を示すということで理解しています。そういう意味では、土地基本法の理念がどういうものになるのかということが7ページまでに書かれており、これは非常に重要なことであると思っております。

その中では、土地基本法ですから、今回の制度を前提に変わるべきものと変わるものがないものというのが、おそらくあるのだろうと思います。今ある、2ページからの御説明ですと、現状、土地を取り巻く状況は少子高齢化、人口減少、利用の低下といったことがありまして、さらには空き家・空き地の問題が増加しているという事象がございます。

それをおそらくおまとめになっているのが、6ページの23行目にある「このように」以下の、歴史的な変遷も含めた分析を頂いた上で、時々における自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて、土地政策が変遷してきたんとあります。そして、重要な指標となる地価の大きな変動に合わせて政策転換を行われてきたとも思います。おそらく現状までの歴史的な経緯からすると、これを踏まえた、変わるべきものがあるのだと思うのですが、変わるべきではないと思われるものの記載もございます。3ページ18行目に、土地基本法は長期的・普遍的な土地政策の基本的方向を示すものであるという点です。これがなお書きで書かれているところは若干どうなのかという点です。これが基本的だと思いますので、これは変わらないものだと思います。

例えば狂乱物価の時代にあったようなことが起こったり、一部では土地の価値が非常に高くなる場所もあれば、価値が低下する場所もあって、コンパクトシティ化はその両極端をおそらく促進するという点でございますので、両方ともにらんだ制度であるわけでございます。変わるべきでないものもここにも入っているわけです。両方の理念が2つバランスして、人口問題で土地は高くなくなるんだという一辺倒でなくて、そうであるものとそうでないものもあって、変わるべきものと変わるべきでないものがあるということの示唆がここはかなり詳密に書かれたと思っておりますので、細かいことは申し上げませんが、全体としてはよくとりまとまっているのかと思います。

もう一つお伝えしたいのは3ページ目の7行目でございます。「自然環境の保全等に配慮して特段の利用をしないこと」、これも適正な利用であるということをお教えいただきました。こういうものは文章がなかなかつくりにくいものです。土地基本法にこれは文章として入るのか、入らないのか、わかりませんが、ここにある自然環境、野山をそのままにするということもあるのだということは非常に大事な、特に持続可能性を前提とした社会の中では大変重要なことかなと思う次第でございます。

これが私の感想といいますか、思ったところでございますので、織り込んでいただきましてありがとうございました。

8ページ目以降がおそらく具体的な施策だと思っております。具体的施策の中には、特に8ページの27行目のところに「企業等」ということが入ってきました。今まで私も漠然と個人が不明土地の所有者だと考えていたのですが、前回、別の委員からの御説明あるいは御指摘があって、企業が持っている土地についてそのまま放置している事例があり、何か対応しないとイケないとは、個人だけではなく、企業であるのですよという御指摘かと

思いました。例えば会社が潰れてしまって、駅前に幽霊ビルとなってしまったような大変たくさんの写真をバブル時代に見たわけでございます。責任ある開発体制というのを考える必要があるという御指摘としますので、これも確かにそのとおりだと思った次第でございます。

それから細かくなりますが、13ページ目以降は措置の方向性というところでございます。14ページの①で「適切な土地利用・管理を」という記載における、「適切な」という表現は前回は申し上げたとおり、具体的な施策の際にはきめ細かく対応していただきたいというお願いでございます。「適切な」という表現に論点を申し上げるつもりは一切ないのですが、具体的な施策に落とししていくときに個別の政策の中ではきめ細かさが必要であり、「適切な」ということだけではおそらく具体的な施策が充実しないように思いますので、今後御検討いただけたところかなと思っております。

その11行目にあります「地域の持続可能性」というところは、前回、別の委員から御指摘のあったところです。特に20ページの20行目にあるような「持続可能性等に配慮した投資を求める世界的な潮流」という、SDGsも含めた概念をお考えと思っておりますので、こういった点を今後の地域計画の中にも生かしていくべきものと思っております。

15ページにまいりまして、「地域における合意形成のコーディネート」という記載がございます。これはもともと所有者と近隣の住民との地域における適正な利用・管理を目指し、所有をしていないが、近くにいる人が悪影響を受ける場合、どうするのか、例えば草ぼうぼうになってしまって困っている隣人がいるといったときに、どうするか、という状況に思いを馳せて、このような御指摘があったと思います。

これは必要だと思いますし、地域における話合いも必要だと思います。ただ、地域における話合いも、ここの17行目あたりにありますように、地方公共団体が地域における土地の利用・管理の在り方の計画、いわゆる都市計画も含めた明示的な方向感を打ち出せない、片方は、例えばこの土地は利用しなくなったので農地に戻したい、他方はこの地域は高度利用なので、使わなくなった土地には高層ビルを建てたいという話になって、地域で紛争になってしまうようなことになりますと司法問題になってしましまして、裁判所に行かなければいけないということになりますので、地域の話合いというのも一本調子で決まるわけではございませんので、そこには必ず紛争という可能性もございます。

そういったものを考えたときに、先ほどあった公共の福祉は優先するという規定が現行法にあるわけでございますので、公共福祉の観点を「配慮する」というのを「優先」とし

ていただき、どういう地域とするべきなのかという地域計画の中で、都市計画も含めて住民もその中で枠組みを決めて、方向感を出していくような話し合いにならないと、紛争につながる恐れもあると思うわけでございます。

14ページに戻りまして、24行以下に利用ニーズのマッチングという記載がございます。その30行目と34行目で、建物ということ、空き家という点も御指摘いただきました。これは土地基本法が、前回のとおりに、土地だけを考えるのではなく、空き家も土地と一体的に考えていかないとはいけません。土地基本法といっても、土地の上に建物があったり施設があったりして初めて利用可能になるわけでございますので、建物等についても考えていただきたいということを織り込んでいただきましてありがとうございます。

特に34行目にあります、空き家がどう流通するかという記載もありますが、現在の税制ですと、例えば不動産取得税は新築の場合に減免措置がありますが、これに比べて中古にはないため、逆の意味で中古は冷遇されているとも思うわけでございます。流通促進ということが出てくれば、必ず税制の問題というのがあるわけでございまして、欧米にあるような100年、200年もあるような建物や施設が、普通に価値を持って社会に存在しているという、そういった社会の在り方も一つ横に置いて、とにかく新築をつくって建てればいいんだということだけではなくて、いろいろな形で公共財というもの、土地・建物、あるいは施設、橋、道路、そういったものについてもさまざまな形で取り組むというのが土地基本法であるとしたら、これらについて税制も含めた取組みを期待するというところでございます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

【山野目部会長】 多岐にわたる御指摘を頂きまして、ありがとうございます。1点のみガイドを差し上げますと、三原委員から御関心を持っていただいた、利用しないということも一つの利用であるという、まず1つ、そういうふうを考えていくことはどうかという思想内容の問題がありまして、これについてはこの部会での本日までの審議の中で当然そういうことはあり得るということで、委員の皆様方の御意見は、考え方の中身については一致していると考えます。

加えて今、三原委員からは、これが土地基本法の中にそのような表現で、法文として入るかという御心配をさらに頂いたところであります。それはこの秋口から、おそらく土地基本法を改めるための法文を立案する作業がされ、このとりまとめを渡した国土交通省を中心に、政府部内において立案がされていくことになるだろうと思いますから、審議会の

役割はこの思想内容を調えるところまででありまして、それをどう法文で活かしていくかはまた行政として御苦勞していただくことになりまして、そこにおいて、今、三原委員から御注意いただいたことに留意し、お話を進めてくださいというお話になるものであろうと想像します。

へ理屈を言うと、利用してないという利用もあると書くと、利用という言葉が概念として論理循環しているとか、そういううるさいことを言う人がいるかもしれません。法制の検討を始めると、そのようなこともあります。この部会の事務を支えてくれている国土交通省の人たちが、法文起草のときに格闘して議論を進めていくことになりますから、それは検討してみないとわかりませんが、三原委員が御心配いただいたことはごもっともなことですし、そういう段階に入ってから三原委員をはじめ、特別部会の委員の先生方の御意見を承る機会もいろいろな仕方で行きたいと考えますから、引き続きよろしくお願いいたします。

委員の皆様方の御意見を伺います。茅野委員、お願いいたします。

【茅野委員】 茅野でございます。本日の内容については私も賛成でございます。これまでの議論を踏まえて、わかりやすくまとめていただいていると思います。

所有者不明土地問題について私自身も今回の議論に参加させていただいて、改めて危機感ですとか切迫感がある問題だと認識しております。その中でキーワードとして出てきています全員で取り組むことや、スピード感、少し柔軟性みたいな要素といったものが入っていることが非常に重要なのではないかと自分自身は感じております。

全体については賛成ですので、私も3点ほど感想を述べさせていただきたいと思っております。

まず1点目が所有者の責務についてですが、8ページから12ページ目で、所有者の責務と関係者の役割ということを非常に簡潔にまとめていただいていると思います。所有者自身の責務というのは、まず一番に大事だということを確認しながら、これにかかわる人々がそれぞれの役割を果たしていくということだと思います。

この中で幾つか話に出ていましたがこの取り組みが始まると、市町村の住民と市町村の担当者が最初にどうしようかと悩むと思います。市町村の担当者の方の感度と気概だけに頼るとするのは、厳しいかと思っておりますので、実際この仕組みをつくっていくとき、そこから地方公共団体に普及していくとき、特にここについては国のサポート支援というのをぜひお願いしたいと思っております。国は最終的な管理の受け皿機能ということも書いてあります

し、いろいろなところに参加すると思うので、その入り口のところ、始まっていくところが非常に肝になるのかと感じております。

そういう中でこれだけ整備ができておりますので、ここからはやってみるということで、実際の事例の積み重ねということが何よりもこれを支えていくものになるのではないかと感じております。

それから2点目ですが、14ページの24行目から利用ニーズのマッチングなど土地取引・利用の円滑化・促進と書いていただいております。この中で相談窓口や、空き家・空き地バンクの話等々が出ておりますけれども、おそらくこのあたりの連続性がすごく大事になるのではないかと思います。もともと相談できるかどうかというのはすごく大事だと思うんですけども、最初に入ってきた情報から、情報がどんどん積み重なって行って、最後、こういった空き家バンクまでたどり着いていくと思いますので、それらの情報をうまくつなげていくことがすごく大事になるのかなと感じております。

それから最後、3点目ですが、18ページ目に情報基盤整備ということで、登記の件と地籍調査、境界画定の件をまとめていただいております。この内容も非常にわかりやすくまとめていただいていると思います。

この中でまず登記に関して言いますと、おそらく所有者はコストをかけた際に、自分にどんな便益があるかと考えてしまうと思います。コストが便益を上回っているとなかなか動きづらいと思うので、今後の検討かと思いますが、登記費用の低減や、登録免許税の手数料化といったことも引き続き検討できると、消費者の方の理解も進むと思っております。

境界画定については現地での立会いというものについて、いろいろな場面でまた議論があると伺っております。最近、不在の地主や、高齢者の単身世帯、共働き世帯等、ライフスタイルも多様化してきておりますので、こういう方々が対応しやすいような仕組み、場合によっては新技術の活用といったことを引き続き検討できるといいと思います。

以上でございます。

【山野目部会長】 ありがとうございます。たくさん重要なことをおっしゃっていただきました。市町村への支援ということは全くおっしゃるとおりでありまして、今回の土地政策の転換が市町村から見て、ストレスを感じずだけの施策をまた国が何か言ってきたということになってはいけないと考えます。良い方向性を示してくれたから、自分たちの市町村を変えていくために、よし、用いてやろうという気持ちで受け止めていただくための国の支援ということは、茅野委員御指摘のとおり欠かすことができません。とりまと

めの中にその趣旨の国の役割も記述しておりますけれども、一層その点は今の御指摘を踏まえて留意していかなければならない点であろうと感じます。

引き続き、委員の皆様方からの御意見を承ります。松尾委員、柚木委員、次、小山委員、お願いします。松尾委員からどうぞ。

【松尾委員】 ありがとうございます。今、茅野委員がおっしゃいました市町村、国の役割の関係という点に絡む問題、それから総論的には先ほど奥田委員が問題提起されました公の役割が重要だという、この点、吉原委員も御賛同されましたけれども、私もその点、今回の報告書の基本枠組みというか、中心になる部分ではないかと感じました。

今の茅野委員の御指摘との関連で、私も今回の報告書では所有者と所有者以外の者と、それから国や公共団体の役割分担をしっかりと考えましょうというところが中心軸になるのだろうと。そうやって初めて土地所有って完結するんですよという点が大事だと思うんです。

明治期以降、形成された土地法制は、基本的には土地の民間の利活用、市場化、商品化ということを中心に進んできたんだけど、そこではすくい切れないものが目に余る状況になってきたというのが、現在の土地法制の見直しの大前提にあるものだと思いますので、ちょうど明治150年を終わって、次の段階に入る土地政策の基本的な見方としては、土地の所有というのは結構大変ですねと。私人だけではなかなか負いきれない面もあるので、そこは所有者以外の者との役割分担をしっかりと考えましょうという点では、非常にタイミング的にも重要な今回とりまとめる報告書であると考えています。そういう観点から、それをしっかりと打ち出すべきじゃないかと思います。

内容的には、既に前回までの議論をしっかりと組み込んでいただいておりますので、大きな異論はありませんが、細かな言葉遣いの問題かもしれませんけれども、例えば8ページの4行目、1、所有者の責務及び関係者の役割についてですが、この中で関係者の中に所有者以外に近隣住民、地方公共団体、国の話も出てまいります。ですから、関係者という言葉よりももう少し公共団体とか国とか、そういう言葉も正面に出していいのではないかと思います。

それとの関係で、16行目には「所有者の責務及び所有者以外の関係者」という言葉を使っておりますし、9ページの31行目にも「所有者以外の関係者」という言葉を使っております。この「関係者」とか「所有者以外の関係者」という中には、内容的には当然、近隣住民、地方公共団体、国というのは全て入っておりますので、ここは公共団体、国と

ということも前面に打ち出して、みんなで役割分担をしっかりとやりましょうということを前面に出したらどうかということをお検討いただければと思います。これは基本的な言葉遣いの問題でもありますので、「関係者」というのは少し曖昧な感じがするような気がいたしました。

それとの関係で10ページの2、3行目で、ここはやや内容的な話ですけれども、国の責務はどういうことなんだという点で、まさにここに書いてあるとおりでありますが、その前提として民間による利活用が困難な土地が特に問題なんだという、ちょっと中身に踏み込むような国の役割が重要になる場面を少し具体的に書いてはどうかと。そういう意味で、民間による利活用が困難な土地ということも織り込んではどうかと思いました。

さらにもうちょっと内容的な点で、今との関係で、12ページの国の責務の中で今一番焦点になっている土地の所有権の放棄要請があったときに、それを受けるのか受けないのか、どういう場合に受けるんだという点が、国の責務としては最も重要な深刻な問題になってくると思うんですけれども、12ページの6行目で「求められる管理水準が低いなどの一定の条件」という表現がございます。

ここではしっかり管理されていない土地があって、そういうときにはという前提だと思いますけれども、これも重要な点ですので、民間による利活用が困難で、つまり市場による取引とか、民間の利用が難しいときにどういう要件を課して、所有者不明かどうかにかかわらず、放棄要請を受ける要件と手続を整備すべきというのが、一番重要な問題になっているんじゃないかと思っておりますので、そこについては大変恐縮ですが、もう一度このワーディングも含めて御検討いただければありがたいと思います。

それから最後に、ものすごく細かい点なんですけれども、先ほど最初に御説明いただいたところで、10ページの36行目の「まちづくり団体等」というところで、特にここでは地域コミュニティという言葉をと落としているけれども、それを入れると地域コミュニティにちょっとプレッシャーを与えるんじゃないかという御配慮という御説明もございました。

既にそのときにも説明いただきましたように、地域コミュニティは非常に多様で、衰退して組織も崩れかかっているものもあれば、そういう状況の中で何とか頑張ろうというふうに頑張っているコミュニティもありますので、それも含めてここは地域コミュニティ、まちづくり団体等ということでもいいのではないかなという、ちょっとこれは希望ですけれども、含めてこの御検討を賜れば幸いです。その結果については、特にこうでなければならぬというふうにはこだわりませんが、御一考いただければありがたい

と存じます。

以上です。

【山野目部会長】 松尾委員から、とりまとめの文章のたくさんのところについて御注意、御提案を頂きました。いずれも全般的に私と事務局で受け止めさせていただいて、可能な推敲に努めます。その上で、今、特にこだわるわけではないとおっしゃっていたので、こちらで作業を進めるところにお任せいただければと考えますが、多々有益な御指摘をいただきましたから、その中で2点のみ所見を述べておきますと、「関係者」という言葉が曖昧なマジックワードになっていて、もう少し読み手に意図が伝わるようにしてほしいというふうに御注文いただいた部分は、直ちに改良が可能でありますから、事務局のほうで「関係者」という文言を、これは便利な言葉ですが、あんまり頼らないで書いていただくという工夫はお願いできるし、それをしてまいります。

そちらはよろしいとして、問題は土地を手放す仕組みのところの一定の条件のもとで、最終的には国などの公が土地を譲り受ける手続を設けると述べている部分ですが、その一定の要件というのをもう少し読み手にわかりやすく、具体的な姿を示す仕方での方向でという御注意、御提案もいただきまして、内容はまことにごもつものことであると受け止めますとともに、その記述の「手続を設けることを検討する」というのがこのままいけば、この部会の決定事項になります。どんな手続を設けるかは、どんな手続を設けるかを検討してくれということをごここで決定しているものですから、その一定の条件の中身はこの部会の仕事の次の別な場所での、時間的にその後になりますし、場所的にも異なる機会になって、そこで検討していかなければいけないというイメージでこの文章は書いております。

一定の条件の中身をより具体的にしていくためには、国土交通省の土地政策が中心になって引き続き責任を担わなければいけないのはもちろんですが、財務省や総務省がこれからお考えになっていく施策の内容、進捗の御様子なども拝見しながら、具体化していかなければならない部分があります。ここは可能性として、おそらく最後まで一定の条件になっていくのであろうという見通しを今のところ持っていますけれども、今御発議いただきましたから、さらに工夫を考え込んでみたいと考えます。そのような点も含め、多々御指摘をいただいたところをはじめ全般に推敲に努めることにいたします。

次に柚木委員、お願いします。

【柚木委員】 ありがとうございます。私もこのとりまとめ（案）につきましては、基

本的には特に異論はございませんし、賛成でございます。その上で何点か感想を含めて申し上げます。

1つは、所有者の責務のところでもお話があったんですけれども、利用・管理の担い手が減少しているというところでもありますけれども、これはとりわけ農地なり林地についてはそういう状況が非常に大きいわけでございます、このことを政策的にもしっかりと対応していくということが、全体の土地利用なり管理を適正に持っていくことにつながっていくと思っております。

もう一つは、この報告書の中の一つのワードでもありますけれども、「地域の合意形成」という言葉がよく出てまいります。合意形成を進めていく上では、それぞれ関係権利者、地域にお住まいの方々等との話し合いの場をつくっていかなきゃいけないわけでもありますけれども、そのためのコーディネーター役が非常に重要になってくるのではないかと思っておりますし、その点についてはとりわけ行政の関与というところが非常に重要だと思っております。と同時に、そこに住んでいらっしゃる方々の意欲を喚起していくということも大変大事になってくるのかと思っております。

そういう中で、合意形成をした後の問題として、合意形成でとりまとめた中身等について、例えば利用協定とか利用規定といった形で成文化するといいますか、文章化して、お互いが承知し合うという取組も必要ではないかと思っております。それがまた次の土地利用計画に結びついていくのではないかと考えております。

もう一つ、土地を手放すための仕組みとの関係のところでございますけれども、前にも申し上げましたけれども、土地の存在するところにその土地の権利を持っていらっしゃる方が直接お住まいでないケースがどんどん全体に広がっているという中で、離れていてもその土地があるところに引き続き関心を持っていただくような仕組みというんですか、仕組みが何とかつけれないのかと。今、地域活性化の観点では、二地域居住とか関係人口という言葉も出てきておりますけれども、そういう関係づくりを進めていくことが、全体の国土の発展にも結びついていくのかなと考えているところであります。

それからもう一つ、最後になりますけれども、国交省さんのほうで農地付き空き家の手引書を出されて、それに伴って我々農業委員会の関係でも下限面積の引き下げということで別段の面積、空き家に付随している農地については、非常に小面積でも農地が取得できるという仕組みが実際に動いているわけでもありますけれども、その件数がここ2年で非常に多くなってきている。これは宅地と農地ということでもありますけれども、林地も含め

て、特に地方の農村部でいえば、そういう宅地だけではなくて、農地とか林地と一体的な形での利用・管理という問題が出てくると思いますので、この点については関係省庁の横の連携もしっかりととってやっていくことが、現場の推進に結びつくのではないかと考えております。

以上であります。ありがとうございました。

【山野目部会長】 ありがとうございます。つづきまして、小山委員から、御発言いただきます。本日まで出席いただくにもかかわらず、配付の座席の図に御芳名を記していなかった御無礼をおわせてお詫びします。よろしく申し上げます。

【小山委員】 すみません。多分、私が事務局に出欠について間違ったお答えをした可能性が非常に高いので、ばたばたさせてしまって申しわけございませんでした。

このとりまとめ（案）につきましては、ほかの委員と同じように、大変よくまとまっているのではないかと考えております。また、前回、私がわかりにくいと申し上げた箇所についても御修正いただいている、どうもありがとうございました。

したがって、感想めいたことしか申し上げようがないんですけれども、1つは16ページのところで「所有権の制限を伴う措置」という、要するに所有権の制限ですので、多分この辺が一番憲法に関係するのかなということで、一言感想を申し上げたいと思うんですが、ここの部分というのは、当たり前のことが当たり前のようには書かれているという受けとめ方を一般の人がしてくれるんじゃないかと考えています。これはとりまとめを書くに当たって、具体的な例などをいろいろ挙げながら、わかりやすい、地に足のついた説明をしてくださっていますので、こういった問題があるんだったら、これはこういう対応が必要だろうなというのがわかるように書けているんじゃないかと考えています。

こういった問題につきまして、2年ぐらい前にドイツの学者と結構話をしたことがあるんですけれども、向こうはこんなもの代執行をかけてしまえばいいのに、日本は何やっているんだというあれなんです。今回のようにいろいろとそこにいくまでの手続といいますか、促しとか支援とかやっていった上でそれがうまくいかない場合には、かえってそういった代執行みたいなものもかけやすくなっていくのではないかなと。したがって、できるだけ本人あるいは周辺による利用とか管理を促すような方法をとつつ、最後はばしっとやるというのがかえってやりやすくなって、いいことかなと考えております。

1つ、言葉、今さらあれなんですけれども、たしか前のほうの3ページ、「管理不全土地」といった言葉がずっとこの辺に出てきていますが、16、17ページになってきますと、「放置

土地」ですとか「所有者による何々」とか、17ページはもっと長い文章ですけれども、「管理不全土地」という言葉は16、17ページに限らず、後ろのほうではほとんど出てきていないような感じがして、特に16、17ページの前だったらそれでもいいのかもしれませんが、16、17ページのあたりですと、最初に問題を指摘することで使った「管理不全土地」という言葉と、ここで言う「放置土地」、あるいは17ページの25行目、特に26行目の黒ポチのところの中身を説明している、この辺の関係というか何ていうのか、ちょっと一言補っていただいたほうがいいのかなどといった感想を持ちました。

以上でございます。

【山野目部会長】 ありがとうございます。管理不全のほうは管理不全状態ですかね、土地というよりも。ただ、前のほうは管理不全で、後ろは放置みたいに読めてしまうところはそのような意図ではなかったと思いますが、推敲をしようと考えます。小山委員、ありがとうございます。

宇賀委員、お待たせいたしました。

【宇賀委員】 私もこの報告書案につきましては賛成でございます。特に修文をお願いするという点はございません。これまでこの会議の場で多くの委員がいろいろな意見を出したわけですけれども、それに十分配慮して、それも取り入れながらまとめていただいていると思いますので、事務局の御努力に感謝したいと思います。

特に修文をお願いするという点はないのですけれども、1点、運用上、参考にさせていただければということで感想めいたことを申し上げますと、15ページのところで地域における合意形成の話がありまして、そこで計画・指針等をつくっていくという話があります。この報告書にありますように、この問題について関係者ということになると、土地所有者、近隣住民、地方公共団体、国ということになるのは、そのとおりだと思います。

ただ、空き家問題についてのオープンデータのアイデアソンを幾つか調べたことがあるのですけれども、意外と傍目八目というんでしょうか、直接な関係者でない方からいいアイデアが出てくるということもあり得ます。ですから、こうした場で、例えばオープンデータのアイデアソンをやってみるとか、パブリックコメントとか、そういう形で、ここで言っている直接の関係者でない方からも意見を聞くことによって思いがけないいいアイデアが出てきて、参考になるということもありますので、そういった点もちょっとお考えいただければと思います。

以上です。

【山野目部会長】 今後の運用についての重要な御提案、御指摘を頂きました。ありがとうございます。

中出委員、お願いします。

【中出委員】 私も全体としては非常によくできていると思いますし、前回、少し人口減少下で変わった点について強調してほしいというお願いに対しても適切に対応していただいてありがとうございます。

その上で3点お話をさせていただきたいと思いますが、1点目は3ページ目の現行の土地基本法の理念というところの、先ほど三原委員からも出ていたと思いますが、6行目の『適正な利用』とは、特段の利用をしないことも適正な土地利用に当たるものと解されるが、これは明確な意思や計画に基づいて利用しないことに積極的な意味を見出しているものである」ということ、これが現行の土地基本法の理念であると。

これは間違っていないんですが、その後、6ページ目の見直しのところです。「しかしながら」というのが32行目から出てきていて、37行目に「他方」というのがあります。先ほどもどなたかがおっしゃっていましたが、35行目のほうに「管理不全状態に起因するものを含め利用を阻害する要因を解消し、適切な利用を促進することが必要である。他方、利用価値の乏しい土地についてまで積極的な利用を求める必要はない。その場合には、自然に還すことも含め、悪影響を与えないよう管理をすることが最低限求められる」。ここのあたりは3ページ目ともうちょっと連動させて書いていただければということ、つまり20年、30年たって状況が変わったことでという整理はされているんですが、それはもともとの基本理念が変わるのではなく、それに付加されるんだというあたりのところをもう少し書き込んでいただくといいかと思います。

2点目は、今さらながらで申しわけないんですが、9ページ目の「所有者以外の関係者の役割」というところで、36行目に「地方公共団体は」という言葉があって、いっぱい地方公共団体という言葉が出てくるんですが、38行目に「地域に最も近い市町村が主体的な役割を果たし、都道府県は広域的な見地からの対応や体制が脆弱な市町村を補う役割を担うことが求められる」。

これはそのとおりだと思うんですが、その中で「地方公共団体」という言葉が使われている部分と、「市町村」という言葉が使われている部分といろいろあります。意図的に地方公共団体と使われている場合もあると思いますが、例えば今回のでも「市町村」としながら、広域的な場合には「都道府県」という書き方をされているページもあります。これは

15ページ目の28行目とかです。

ただ、例えばそのページの4行目の「地方公共団体には、地域の公益を実現する立場から、これらの者が」って、これはどちらかという、明らかに基礎自治体である市町村のほうが役割として大きいと思うんです。もちろん脆弱な場合には都道府県がそれをサポートするということはあると思いますが。そのようなことからすると、「地方公共団体」という言葉は国、地方公共団体及び住民の責務って、僕もぱぱっと言っちゃいますが、地方公共団体というのは都道府県と基礎自治体である市町村とでは少し性格が違うというか、役割が違う部分、これは先ほど申し上げましたように、9ページ目のところにこれは明確に書いていただいているんですが、その前後の文章で「地方公共団体」という言葉を使っているとき、そのあたりも意識していただくといいかなと思います。

先ほどどなたかが地方公共団体はやるのが多くて大変だと。それは市町村のことを指しておられると思いますが、ただ、そのあたりの役割を明確にしておきながら、国もしくは都道府県がそれをサポートするんだというところを書いておいていただくとありがたいかなと思います。

3点目は、実はここ3年、山野目先生にも入っていただいているんですが、国土審議会の計画推進部会というところで、国土管理専門委員会というのが3年間開催されておまして、私、それのとりまとめをさせていただいているんですが、そこで土地に関しての計画とか管理について、法律ではないんですが、今年度一応最終とりまとめをすることになっております。その中で法律にかかわるような部分については、この委員会での議論を踏まえて、我々のほうで検討すべき部分も多々あると思います。それから逆に、今日もこのテーブルには着いていただいているんですが、その担当部局からこの部分はどうかということもあるかと思しますので、そこはぜひ連携をとれればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【山野目部会長】 最初の2点、推敲に努めます。それから、3点目におっしゃっていただいた連携は、もとより当然のことですから、努めてまいりたいと考えます。中出委員、ありがとうございました。

久元委員代理の田中部長、お願いします。

【久元委員代理（田中部長）】 本日は神戸市長の代理で出席をさせていただいております。地方自治体が直面しております空き地・空き家、あるいは所有者不明土地の問題解決

に向けて、本日これまでなされてきた議論がとりまとめ（案）まで進んだということについては非常にありがたいことと、関係各位に感謝申し上げたいと思います。

自治体の立場で、3点ほど意見を申し上げさせていただきたいと思います。

とりまとめの10ページの下のほうに記載されている地域コミュニティの役割のところですけれども、これまでも発言させていただいていますとおり、地域によって活動状況が大きく異なるということがございます。このことから、地域の実情に応じて対応するというニュアンスを盛り込んでいただいたほうが、地域コミュニティなど関係者の理解を得やすいのではないかと。これは意見でございます。

あとは今後の進め方について2点ございまして、これは事務局に対するお話ということになるかもしれませんが、先ほど増田委員から公的なランドバンクのような仕組みについてお話がございました。そのあたりは今回書き込みを控えておられるのではないかと考えておりますが、今後継続して検討していく必要があると思っております。増田委員から別の場での検討となるのではというお話がございましたが、そのあたりは今後どのように検討されていくことになるのか、お聞きしておきたいと思っております。

この点についてですけれども、20ページの「終わりに」の中ほどに検討課題を書いている部分がありますが、このあたりに書き加えるという対応もあるのではないかと。これを先ほどまで考えておりましたがいかがでしょうか。これは質問でございます。

3点目も事務局に対してになりますが、本日のとりまとめ内容を受けまして、全国の地方自治体でも議論が深まっていくのではないかと考えております。一地方自治体としてこの部会で意見を申し上げさせていただいておりますが、今後、地方の意見をくみ取っていただく場を別途設けていただく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

【山野目部会長】 1点目は承りました。後ろの2点は、この特別部会の事務局というよりは、国土交通省に対する今後の取り組みのお尋ねという趣旨でおっしゃっていただいたというふうに聞きました。これについて現段階で御発言できる事項があったら、国土交通省のほうからお話してください。

【企画課企画専門官】 ランドバンクとかいろいろな仕組みにつきましては、今後、検討していく必要がございます。利用ニーズのマッチングとか、地域でどういうふうにコーディネートしていくのか、これについての具体論というのは我々のほうもいろいろな省庁と連携しながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。

また、地方の自治体の方の意見を聞く場ということでは、我々のほうで全国市長会に御説明をしたり、知事会の事務局の方に御説明したりという取組をやっているところですので、そういうところからまた御要望も頂くこともあると思いますので、そういうものにしっかりと対応してまいりたいと思っております。

【山野目部会長】 田中部長、よろしいですか。

【久元委員代理（田中部長）】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

【山野目部会長】 ありがとうございます。しばらく会議が開かれませんが、どうぞ市長によろしくお伝えください。

委員の皆様方から一回り御意見をお伺いいたしました。特段の御意見があれば、さらにお伺いしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、お示ししているとりまとめという文書について、お諮り申し上げたいことがございます。前回、それから本日の会議にわたりまして、委員の皆様方からさまざまな貴重な御意見を承りました。これらを踏まえて、これから事務局のほうで字句の推敲、意見の反映のための工夫の作業をさせていただきます。提案でございますけれども、それらの推敲を反映したものをとりまとめ、これをとりまとめという文書で確定するという作業を私に御一任いただくこと、お許しかねないですかお尋ねさせていただきます。お許しいたadakことはかないますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【山野目部会長】 ありがとうございます。それでは、そのような取扱いとさせていただきます。

この後の手順について御案内を申し上げます。ただいまこの部会としては、このとりまとめを決定いたしました。この部会自体は、国土審議会の土地政策分科会の決定に基づいて設置されたものでございます。この後、この土地政策分科会にこのとりまとめを報告いたします。また、当然のことながら国土交通省のウェブサイト公表するなど、一般に向け、これがとりまとめられたことを伝えるという措置をとります。

その後、ここからは土地政策分科会が決定することですが、土地政策分科会として特別部会から出されたとりまとめをどのように扱っていくのかということは、またそこできちっと審議してもらうことがかなうだろうと思います。それに向けて、また国土交通省を中心に、関係する府省において、施策の内容を深めて整えていくという作業もお願いしたいと考えます。

少なくとも土地政策分科会において審議するものの中の一つに、現在開かれている会期の国会に対して提出する土地基本法に基づく土地白書があり、その中で、こういうとりまとめを特別部会の先生方にしていただいたということは御紹介することになるだろうと思いますが、さらなる措置について、また考えてみたいと思っているところでございます。

ここまでで本日お願いしました内容にわたる議事を了しました。この際、私から一言御挨拶をさせていただきます。

特別部会の委員の先生方におかれましては、本日に至りますまで、ただいま御決定いただいたとりまとめを作るに際して多大な御尽力を賜りまして、まことにありがとうございました。深く御礼申し上げます。

顧みますと、2018年6月に政府が所有者不明土地問題についての関係閣僚会議において、国土交通省をはじめ各府省が取り組むべき事項をカレンダーとして示し、決定したところでございます。それを踏まえて、先ほど御案内いたしましたとおり、国土審議会の土地政策分科会が設置を決定したこの特別部会の皆様方にミッションとして本日お決めいただいたとりまとめの作成をお願いしたところでございます。本日、議了していただきましたから、今後は政府の仕事になります。

これも関係閣僚会議で決定されているカレンダーを改めて確認の意味で御案内申し上げますと、とりまとめの内容全部が法律事項ではありませんけれども、かなり大部分が2020年の通常国会に提出することを目途として、本日よりまとめていただいた題材に基づいて、法文の起草の作業を進めていくこととなります。このプロセスもお見守りをいただきたいと望みます。

平成元年法律第84号として制定された土地基本法は、このカレンダーのとおり進むということになりますと、平成の次の元号になった2年目の年に大きく装いを変えるということになります。その装いを変えるところもそうですが、中身の面でも本日おとりまとめいただいた内容を可能な限り反映していくということになります。

多々ございますから、繰り返しませんけれども、登記や境界の問題について、土地所有者は今後その責任などを負わなくてよいというお気持ちでいただければ困ります、といったことを明確にしていまいるといことになりましょう。国や地方公共団体、地域も応援するけれども、どうかそういうことを中心にお考えくださいという思想を示していくことになるだろうと思います。

登記と境界というふうに申しあげましたうちの登記のほうは、先ほど事務局から御案内

がありましたとおり、昨日2月14日に法務大臣が法制審議会総会に対し諮問107号をもって不動産登記制度の見直し、民法の関連する制度の見直しについて意見を求めるという趣旨の諮問を行ったところでございます。

これから1年余にわたりまして、法制審議会が3月をスタートとして、専門部会における調査審議を進めるということが見込まれるところでございます。その成果は、2020年の国会に、民法や不動産登記法を改正する法律案として提出することが現在のところ想定されてございます。

もう一つとりまとめの中で言及していただいた境界につきましては、2月15日、本日でありますが、本日この後の午後1時30分から開催されることになっております国土審議会の土地政策分科会に設けられている小委員会で、これもまた今後の取組の方向について、とりまとめに向けての審議を頂くことが見込まれております。これもそのとおりに進むということになりますと、2020年の通常国会を目途として、国土調査法の改正や関連する法律の改正案を提出するという段取りで、お話を進めていくことになるだろうと思います。

確認の意味で申し上げましたが、御案内申し上げましたとおり、本年から来年に向けて、我が国の土地政策は大きな節目を迎えようとしております。本日までの特別部会の委員の皆様方の御尽力に感謝申し上げますとともに、これからもまた委員の皆様方のお知恵を頂戴していかなければなりません。特別部会は土地政策分科会が廃止を決定しない限り続きますから、しばらく会議はございませんけれども、忘れたというふうにおっしゃっていたかないで、折々にいろいろ意見をお願いするような場面もございますから、ぜひ今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。まことにありがとうございました。

内容にわたる議事を全て了しましたから、この後、国土交通省のほうで進行くださるようお願いいたします。

【企画課企画専門官】 山野目部会長、ありがとうございました。

最後に、事務局を代表いたしまして、土地・建設産業局審議官の坂根より一言御挨拶申し上げます。

【審議官】 審議官の坂根でございます。本日は局長の野村が他の公務により失礼をしておりますので、私から一言申し上げたいと思います。

ただいま山野目部会長のお話にもありましたとおり、この部会は昨年6月の「所有者不明土地等対策の推進のための閣僚会議」で決定されました基本方針におきまして、土地に関する基本制度に関し、土地の利用や管理に関して所有者が負うべき責務や、その担保方

策について検討するといったことを決めましたので、これを受けまして、去年の9月から再開をさせていただいたところでございます。

それ以降、この短期間の中で、所有者の責務あるいは関係者の役割など、土地に関する制度の方向性について大変熱心に御議論をいただきました。本当にありがとうございます。そういったこともありまして、担当参事官以下、事務局は相当苦勞したことも事実でありますけれども、そのエネルギーを頂きながら、生き生きと作業をさせていただいたことも事実であります。感謝を申し上げたいと思います。

今日の御議論も踏まえまして、今日もたくさんいろいろな御意見、あるいは貴重な御示唆を頂きましたので、事務局で最終的な調整を致しまして、今月中にはとりまとめを公表したいと考えているところでございます。そして、本部会のとりまとめを踏まえまして、いよいよ国土交通省といたしまして、関係省庁とも連携をしながら、2020年の土地基本法の改正など必要な制度改正に向けて、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

改めまして、本日までの皆様の御協力に感謝を申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【企画課企画専門官】 委員の皆様におかれましては、本日まで長時間にわたる御審議を頂きまして大変ありがとうございました。

それでは、これもちまして第7回国土審議会土地政策分科会特別部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —